

災害事例

SAIGAI JIREI

つるがらみの立木を伐倒した際に上方の枯損木が倒れ、伐倒者に激突

災害の概要

つるがらみのスギを伐倒したところ、上方のヒノキ枯損木もつるがらみとなっており、伐倒木とともにヒノキ枯損木が倒れ、退避した被災者に激突した。

◆ 災害の発生状況 ◆

被災者は同僚と伐倒作業に従事していた。被災者は伐倒予定のスギAが隣接するスギB・Cにつるがらみとなっていたことから、伐倒前につるの根元部分（直径20cm）を切断した。

その後、同僚と退避場所の選定やつるが絡んだままスギを伐倒することとし、スギAを伐倒したが、絡んだつるのため倒れず、そのまま続いて、上方のスギBを伐倒したが同様に倒れなかった。更に上方のスギCを伐倒したところ、スギC、B、Aの順に倒れ始めたので、被災者は退避したが、スギCの上方にあったヒノキ枯損木が当該木とつるがらみになっていたため、伐倒木Cに引っ張られたヒノキ枯損木が根起きして退避していた被災者に激突した。

作業地にはヒノキ枯損木が多かったがヒノキ枯損木とスギCがつるがらみであったことは、事前に確認できていなかった。

また、被災者は伐倒前に選定していた退避場所とは違う場所へ退避していた。

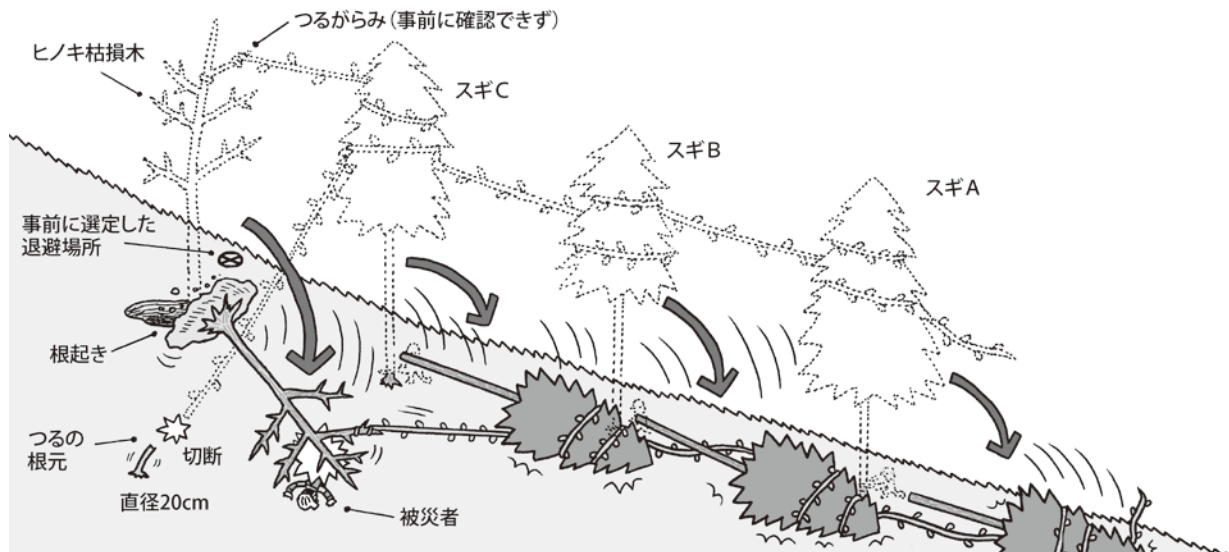
◆ 災害の発生原因 ◆

- 1 作業地には枯損木が多いのに、伐倒する立木の周囲の枯損木の有無やつるがらみの状況を十分に把握していなかったこと。

- 2 伐倒する立木につるがからんでいないか確認し、事前に危険のあるつるを取り除いていなかったこと。
- 3 つるがらみの伐倒方法や枯損木の処理方法を含む作業計画を作成していなかったこと。
- 4 伐倒の際に枯損木が倒れることを踏まえた退避場所が選定できていなかったこと。

◆ 災害の防止対策 ◆

- 1 つるがらみや枯損木の状況を確認し、危険が生ずるおそれがあるものは事前に処理すること。
- 2 作業地の事前調査を行い、つるがらみや枯損木の状況を把握し、リスクアセスメントを実施し、その結果に基づく作業計画を作成し、つるがらみや枯損木等の伐倒困難木の伐倒方法を決めるとともに、作業手順を作成しておくこと。
また、つるが複数の木に跨っている場合等つるを取り除くことができない場合は、事業者が指名した者に判断させること。
- 3 当該作業の作業指揮者を選任し、作成した作業計画に基づく作業の指揮を行わせること。
- 4 退避場所は、伐倒方向の反対側の斜面上方で3 m以上離れた立木の陰などの安全な場所を選定し、安全な退避路を事前に確保・整備しておくこと。



〈労働安全衛生規則〉

(伐木作業における危険の防止)

第477条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。

二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。

三 (略)

2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

〈チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン〉(抜粋)

7 チェーンソーを用いて行う伐木の作業

(1) 作業前の準備

ア (略)

イ 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯れ枝の有無等を確認すること。

ウ (略)

エ 安衛則第477条第1項第2号に基づき、かん木、枝条、ササ、つる、浮石等で、伐倒の際その作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。あわせて、跳ね返りによる危険が生じる可能性のある立木、枝、枯損木等についても取り除くことが望ましいこと。

(2) 作業に伴う立入禁止区域及び退避等

ア～ウ (略)

エ 安衛則第477条第1項第1号に基づき、事業者は、それぞれの立木について、伐倒者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除いておくこと。

オ～カ (略)

6 作業計画

(1) 調査及び記録

事業者は、伐木等作業を行う場合、伐木等作業を行う範囲を対象に、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表1、(略)に示す事項を含め調査し、その結果を記録すること。(略)

表1 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うための調査に含める事項

①～④ (略)
⑤ <u>つるがらみ・枝がらみ</u> の状況
⑥ <u>枯損木・風倒木</u> の状況
⑦～⑨ (略)

(2) (略)

(3) 作業計画

ア 事業者は、伐木等作業を行う場合には、あらかじめ、上記(1)を踏まえ、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表3 (略)を含む作業計画を定めること。

イ 事業者は、上記アにより定めた作業計画に基づき伐木等作業を行うこと。

ウ 上記アにより定めた作業計画について、事業者は労働者に確実に周知を行うこと。

(4) 作業指揮者

事業者は、伐木等作業を行う場合、上記(3)により定められた作業計画に基づく作業の指揮を行わせるために、作業指揮者を選任すること。